

# 奪衣婆信仰の地域的展開

——秋田県下の事例を中心に——

はじめに

一、奪衣婆信仰史の概要

二、小野小町と姥神・奪衣婆信仰

三、由利本荘市・正乗寺の優婆明王

結びにかえて

松  
崎  
憲  
三

## はじめに

奪衣婆は、三途の河のほとりで亡者の衣を剥ぐ恐ろしげな形相の老婆として知られ、十王信仰とともに流布した。寺院や地域社会の堂宇には十王堂なるものがま見られ、地獄の盟主とされる閻魔を中心に十王が祀られ、その片隅に奪衣婆が安置されていることが多い。しかし時には閻魔をさしおいて、奪衣婆が中央にデンと据えられていることもある。奪衣婆が經典に現われるのは、唐の藏川が撰述した『仏説閻羅王授記四衆逆修生七往生浄土經』（以下『預修十往生七經』と略記）に基づいて、一二世紀末、平安時代末期に成ったのが偽經『仏説地藏菩薩発心因縁十王經』（以下『発心因縁十王經』と略記）である。『発心因縁十王經』には次のように記されている。<sup>註1</sup>

第一 秦広王 不動明王

第二 初江王宮 釈迦如来

葬頭ノ河曲、初江ノ辺ニ於イテ、官庁相連承ス。前ノ大河ヲ渡ル所、即チ是レ葬頭ニシテ、亡人ヲ渡スヲ見ル。奈河ノ津ト名ヅク、渡ル所三有リ。一ハ山水瀬、二ハ江深淵、三ニハ橋渡有リ。官前ニ大樹有リ、衣領樹ト名ヅク。影ニ二鬼住メリ、一ハ奪衣婆ト名ヅケ、二ハ懸衣翁ト名ヅク。婆鬼ハ盗ミ

ノ業ヲ警メテ、両手ノ指ヲ折ル。翁鬼ハ義ヲ無ミスルコトヲ惡ミテ、頭足(ママ)一所ヲ逼ム。初開ノ男ヲ尋ネテ、其ノ女人ヲ負ハシム。牛頭ノ鉄棒ハ、二人ノ肩ヲ挟ミ、疾キ瀬ヲ追ヒ渡シテ、悉ク樹下ニ集ム。婆鬼ハ衣ヲ脱ガシメ、翁鬼ハ枝ニ懸ク。罪ノ低キト昂キトヲ顯ハシテ、後ノ王ノ庁ニ与フ。時ニ天尊ハ是ノ偈ヲ説キテ言ハク。(原漢文)

これによれば、葬頭河の湾曲したほとりに初江の王庁があり、生前の罪業によつて渡る所が、水が浅く歩いて渡れる所、水底がきわめて深い所、橋のかかっている所と三カ所あつて、これを奈河津という。官庁の前には衣領樹と称する大樹があり、その下に奪衣婆なる婆鬼と懸衣翁なる翁鬼がいる。奪衣婆は盜業を戒めて両手の指を折り、懸衣翁は悪業を憎んで頭と足をひとまとめにしてしまう。はじめて契りを結んだ男はその女性を背負わされる。牛頭の獄卒は鉄棒で二人の肩を挟んで流れの早い瀬を渡らせ、ことごとく衣領樹の下に集める。そうして奪衣婆が亡者の衣を剥ぎ懸衣翁が枝に衣を懸けて、枝の垂れ下り具合から罪の軽重を判断して亡者を次の王庁に送る、というものである。

しかしながら、あの世とこの世の境、三途の河のほとりの衣領樹近くに居て、亡者の身ぐるみを剥ぎとる職掌の奪衣婆は、何故か子授け・安産・乳授け・子育て、咳止め・虫歯の治癒にご利用のある存在となり、人々の信仰を集めてきた。この点について鎌田久子は「ウバの力」なる論稿の中で、「この仏教の奪衣婆を受け入れ、これに子供の生育祈願をするのは、その下染としてウバと呼ばれる者が境の神

として、即ちあの世からこの世、この世の中においては生児から乳児、幼児とその生育過程の境に関与すること、即ちウバ神信仰というものを持つていたのではなからうか」と述べている。<sup>註2</sup>つまり姥神をベースに、仏教の奪衣婆信仰が重なって多様な展開をとげたと見ているのである。この点については柳田國男も『日本の伝説』の中で触れており、「姥神はまた子安様といつて、最初から子供のお好きな路傍の神様でありました」と位置づけた上で、さらには境（関）の神と結びつけながら「昔の咳の姥神は、おおかた連れ合いの爺神と共に、ここで祀られた石の神のことであつたらうと私などは考えてゐます。それを仏教の方に働いてゐた人たちが、持つて行つて地獄に行く路の三途川の鬼婆にしたのであります」と指摘している。<sup>註3</sup>

これに対して、近年奪衣婆信仰と精力的に取り組んでいる川村邦光は、柳田が奪衣婆について一切問うことなく姥神の実体だけを探ろうとしたと、その姿勢を批判しつつ、奪衣婆信仰の歴史的展開をトレースしている。川村は、さまざまな文献や絵画資料、先行研究を渉猟した上で、死者と縁のある女が死者の衣を洗い干す習俗に着目した。そうして「産神を祀り、胞衣や生児を洗い、生児に靈魂を与え、名づけをする一方で死者を洗い、葬式の泣き女も務める『洗う女』としての産婆、すなわち人の生き死にの境を媒介する産婆」と奪衣婆のイメージを重ねて『洗う女』は中国風の鬼が奪衣婆として和風化するうえで触媒の働きをしたのではなからうか。それに『女神』としての姥神が複合され、片膝立て坐りの奪衣婆像が生まれたと考えられる」と結論づけている。<sup>註4</sup>

川村は、日本の奪衣婆信仰が展開を遂げる上で「洗う女」としての産婆が大きな役割を果たしたと見、さらに姥神信仰との習合を想定したのである。大変魅力的な説ではあるが、このような中世的な産婆の存在を確認することはなかなか難しい。小稿では、文献史料、絵画資料、彫像を見据えつつ大雑把に奪衣婆信仰の歴史的展開を整理し、その上で秋田県下の奪衣婆信仰について分析を加えることにしたい。姥神その他と習合した奪衣婆信仰の現実の姿を、地域の状況に即して分析することがその目的にはほかならない。秋田県下では、小野小町伝承がからみ、さらに複雑な様相を呈しているのである。

## 一、奪衣婆信仰史の概要

『発心因縁十王経』は、先に触れたように『預修十王生七経』に基づいて日本で撰述されたものと見なされているが、一方ではその描写内容の精粗の相違から見て「この経の祖型もやはり中国で成立し、日本で加筆、訂正されたもの」と見る中野照男のような論者もいる。<sup>註5)</sup> いずれにしても『預修十王生七経』には、『発心因縁十王経』にある、奈河津の三カ所を渡るシーンや奪衣婆・懸衣翁に関する記述はない。そうして①パリ本十王図 (Pelliot 2003) 、②パリ本十王図巻 (Pelliot 2870) 、③佐藤汎愛氏将来長尾美術館所蔵十王経画卷 (五代の乾化元年―九一一年作) 、④パリ本十王経図巻 (Pelliot 4523) 等『預修十王生七経』に基づいて描かれたとされる絵画類には、河のほとりに衣領樹があったとしても、そこ

にいろのは獄卒だけで（④の場合半跏趺坐）、奪衣婆や懸衣翁は登場しない。<sup>註6</sup>

これら敦煌十王経図巻形式とわが国中世の十王図形式のものとを比較した川口久雄は、前者を墨書淡彩、紙本の卷子、凄絶な地獄絵、辺境的庶民芸術、絵解き唱導用のものとし、一方後者については絹本賦彩、掛幅、都会的洗練された筆致、礼拝対象として寺院の壁に掲げるものと、その特徴を整理している。その上で⑤高野山聖寿院本（十王経図巻・室町期に転写）、⑥原氏本十王図（掛幅・鎌倉末期〜南北朝期）、⑦京都二尊院蔵十王図（掛幅・鎌倉末期〜南北朝期）、⑧京都禅林寺十界図（掛幅・鎌倉末期）の四点を取り上げて分析を加えている。<sup>註7</sup> それによれば、⑤は明らかに敦煌十王経図巻形式のもので、衣領樹のそばにいろのは鬼卒である。一方⑦は一〇幅の掛幅形式で、第一の秦広王図の場面に三途の河が描かれていて、古木の大神近くに牛頭の鬼卒がいる。日本的な掛幅形式をとるものの、内容的には十王経図巻形式のものである。それに対して⑥は趣を異にし、二幅の大画面に五王ずつ左右交互の順で上段にいかめしく几案を前にして列座し、下半分には地獄の場面が描かれている。初七日秦広王の下段には「三途大河」があつて橋のそばに衣領樹が描かれ、樹下に片膝を立てて座している白髪白衣の婆鬼がいる。これも掛幅形式であるが、三途の河や婆鬼が登場するのは初七日の秦広王のシーンであり、『発心因縁十王経』のそれとは異なる。ただし、本地仏は書かれており、『預修十王生七経』と対応するものでもない。十王図には秦広王とセットの場合が多く、京都府浄福寺（室町中期）、佐賀県万寿寺（室町末期）のそれも同様である。⑧は二幅の片方に阿弥陀如来の坐像と声聞像、畜生、阿修羅、人、天の四

道を描き、もう一方に地藏菩薩の坐像と十三像、地獄、餓鬼の二道を描いている。さらには奪衣婆や三途の河などもつけ加えられている。これらを見渡しただけでもバリエーションに富んでおり、十王図・十界図、六道絵毎に違い、また寺院毎に特徴を持つている。総じていえることは、婆鬼、奪衣婆は鎌倉末期以降の絵画資料に登場し、立像、両膝立て、半跏趺坐と姿態も多様だが、室町中・後期以降右膝（あるいは左膝）立ての半跏趺坐のものが圧倒的に多くなる、ということである。

一方彫像のうち、先ず木像のそれを概観したい。こちらは室町期以降のものしか見当らず、半跏趺坐像がほとんどである。製作年代が判明しているものでいえば、京都府南山城町・常念寺のそれは、文明六〇八年（一四七四〇七六）の作とされ、十王、二俱生神、奪衣婆の十三像で、右膝立てで、胸をあらわにしつつも幼児像を抱く珍しいものである。<sup>註9</sup> また神奈川県鎌倉市・円応寺のそれは、十王、司命、司録、鬼卒と奪衣婆の一四体および檀拏幢がセットになっており、閻魔等は鎌倉期の作であるが、奪衣婆は永正一一年（一五〇五）に製作されたもので、左膝をやや上げている像である。ただし、胸をあらわにしたようなものではなく、衣服整着、頭に帯を巻いたものである。二例しか紹介しなかったが、像容についていえば、この時期の絵画資料の傾向と異なるものではない。

石像のものについても簡単に言及したい。石像奪衣婆に関しては、丸井澄が全国に分布する二五基について整理を試みている。<sup>註9</sup> このうち室町期のものは五基のみで、残りは江戸期のものである。室町期のうち、左あるいは右膝立て半跏趺坐像は各一基、正座・坐像各一基、不明一基といった具合だが、江戸

表（１）「奪衣婆」所伝文献リスト（中世までのもの、経典を除く）

文献名	成立年代	衣領樹	「奪衣婆」	懸衣翁	備考
1) 『本朝法華驗記』中卷七十「連秀法師の条」	長久四年(1043)	大樹	三途河姫	懸衣翁	其形醜陋
2) 『今昔物語』卷十六の三十六「醍醐/僧連秀、仕観音得活語第卅六」	12C前半	?	三途河/姫	—	其/形鬼/如 <sup>レ</sup> 也
3) 『十王讚嘆抄』 「二七月初江王の条」	建長六年 (1254)	衣領樹	懸衣姫 三途河/姫	懸衣翁	鬼、初江王序
4) 『私聚百因縁集』卷四の二「初江釈迦本迹之事」	正嘉元年(1257)	衣領樹	奪衣婆	懸衣翁	初江王序
5) 『十王讚嘆修善鈔』	永享五年(1433)	衣領樹	脱衣姫 三途河/姫	懸衣翁	
6) 『浄土見聞録』	室町時代写	衣領樹	脱衣鬼	—	初江王序
7) 『普通唱導集』「第二初江王」	室町時代写	衣領樹	婆鬼	懸衣翁	初江王序、『発心因縁十王経』による
8) 『もくれんそうし』	享禄四年(1531)写	ひらんしゅ	三つのうは	—	
9) 『平野よみかへりの草紙』	永禄四年(1561)写	びらんじゅ	鬼の形なるうば	—	

期のものはほとんど言って良いほど半跏  
 趺坐像である。室町期のもののおうち製作年  
 代が判明している二基について見ると、寛  
 正七年（一四六六）銘の長野県上田市・満  
 願寺にあるものは、正座の単独像である。  
 一方永正十五年（一五一八）銘の熊本市南  
 関町大迫にあるそれは、重刻六地藏石幢の  
 レリーフである。上部に六地藏が彫られ、  
 中台の側面五面に各二体の十王像を、一面  
 には人頭杖を挟んで奪衣婆と懸衣翁が浮彫  
 りされている。奪衣婆は左膝を立て、右手  
 に衣類を持つている。いずれにしても、石  
 像奪衣婆の姿も、室町後期あたりから定型  
 化していったことがわかる。

最後に、中世までの文献で所謂「奪衣婆」  
 に言及しているものに検討を加えてみるこ

とにしたい。表(1)は、石破洋「わが国における十王経」なる論文をベースに整理したものである。「奪衣婆」が『発心因縁十王経』以外に初めて現われる文献は『本朝法華験記』であり、『今昔物語集』にも類話がある。これはいうまでもなく『本朝法華験記』に基づくもので、連秀法師の他界遍歴・蘇生譚の中で、「おうな 嫗の鬼」、「おうな 三途の河の嫗」の名で奪衣婆像が現われる。そうして、それ以降の『十王讚歎鈔』、『私聚百因縁集』について川村は、『地蔵十王経』の諸説をふくらませたもの、あるいは簡略化させたものと見ている。註10 それに対して石破は、『本朝法華験記』が何に依拠するかは不明であり、『十王讚歎鈔』、『私聚百因縁集』から『普通唱導集』に至る諸本については、『発心因縁十王経』の影響があるにせよ、『発心因縁十王経』に見られない内容が多々窺えるとしている。さらに『もくれんそうし』以降のものになると「衣領樹」が「びらんじゆ」になったり、枝の垂れ方で罪の軽重をはかるなど、それまでのものとは趣を異にした内容になると指摘した上で、『預修十王生七経』、『発心因縁十王経』とは別種のもものが存在し、一〇世紀に日本に入ってきたのではないか、といった大胆な仮説を提示している。註11 石破説にコメントを加える力量など筆者にはないが、どちらの經典にしても、二七日の初江王との関係で語られているのである。先に指摘した初七日の秦広王とのかかわりが、何を典拠としているのか気になるところである。

さて、所謂「奪衣婆」の呼称は、三途の河の嫗に始まり、懸衣嫗、脱衣嫗、脱衣鬼、婆鬼とさまざまであるが、室町中期あたりを転機として、それ以降半跏趺坐の姿態に定着していくことが、先の絵画資

料、彫像より窺い知ることができた。そうして、当初懸衣翁とヘアを組んでいたものがいつしか一人立ちし、近世にもなると、閻魔と肩を並べるほどの存在となり、さまざまな信仰が育まれていくのである。

なお、近世の文献にもさまざまな名称で「奪衣婆」が登場する。<sup>註13</sup>一例をあげるならば、『諸宗仏像図彙』（元禄三年刊）には「ソウスガワソウバ葬頭河婆 三途河ニアリ名ヲ奪衣婆ト云フ」と記され、また『人倫訓蒙図彙』（元禄三年刊）には「おうばのかんじん御優婆勸進」の表題で、黒染の衣をつけた宗教者が、奪衣婆と地藏の厨子を天秤棒で担いでいる絵が描かれている。これに関しては、久下正史も言及している。<sup>註14</sup>その他『好色五人女』巻一（貞享三年刊）、『根南志具佐』一之巻（宝永一三年刊）、『浮世風呂』第四編巻之下（文化一〇年刊）等々の文学作品・随筆にも、それぞれ「三途川の姥」、「三途川の姥」、「三途川の婆様」の名が見られる。以下、秋田県下をフィールドとして、近世以降の展開をさぐってみることにしたい。

## 二、小野小町と姥神・奪衣婆信仰

小野小町は九世紀頃の人とされているが、生没年は不詳である。時代を代表する女流歌人、王朝屈指の美人と讃えられ、実人生と乖離した多くの民間説話が生み出され、全国各地に伝承されている。秋田県下では、雄勝郡雄勝町の旧小野村が小町のゆかりの地とされているほか、山本郡山本町小町、沼部郡雄和町安養寺などにも小町のことが伝えられており、さらには各地に小町像なるものがあって信仰対象



写真1：誓願寺の小町像

○老婆 慈覚ノ作ト云縁起ニ曰誓願寺開山文国上人  
和巡リノ際靈夢ニ仍テ小松寺ニ安置シアルニ乞ヒ求メ秋  
田ニ下リタリ土崎湊幻見庵ニ其嫗像ノ写シ左ノ如シ。名  
勝誌曰 該寺ハ慶長十年八月佐竹義宣ノ建立スル処ニシ  
テ僧文閻ヲ以テ開山トシ、浄土宗ニシテ、春日運慶作ノ

ともなっている。古くは菅江真澄が秋田県下の小町伝承に分析を加えており、明治中期に近藤源八によつて編纂された『羽陰温故誌』にも詳しく報告されている。また、大島建彦、錦仁らの示唆に富む論著があり、小稿では再三引用させていただくことになる。ここでは、小町老残の木像がある秋田市旭南町・誓願寺（浄土宗）と、横手市金沢本町・旧専光寺（浄土宗）を取り上げ、その信仰の軌跡を辿るとともに、姥神・奪衣婆信仰とのかかわりについて分析を加えることにしたい。

先ず誓願寺であるが、慶長一〇年（一六〇五）に初代秋田藩主・佐竹義宣が建立した寺院で、開山は覚蓮社良正僧丈罔である。ここに「小野小町百一歳の像」などと呼ばれる、実物大の奪衣婆像が安置されており、かつては乳授け・子育ての信仰で婦人の参詣が絶えなかつたという。通称は「葬頭河の婆さん」、「三途の川原の婆さん」、「小町さん」等々多様である。

近藤の『羽陰温故誌』には次のように記されている。

阿弥陀如来ヲ本尊トシ、境内三千七百十二坪什宝ニハ慈覚大師ノ作奪衣鬼ノ像相伝ヘテ（小野小町百一歳ノ像ナト云）又琢磨法眼筆跡阿弥陀如来等ナリ。縁日毎月十四日二十五日ニシテ参詣スル者多シ云々

これによつて、小町像は慈覚大師の作であり、文岡上人が大和を旅している時に小町が夢枕に現われ、小松寺に遷すようにと告げたのでそこに遷座した。そうして秋田に来る時に乞い求めて土崎湊の自分の庵に安置していたが今は誓願寺にある、等々のことが知られる。

言うまでもなく半跏趺坐の木像で夜な夜な出歩くという伝承もあつて、かつては厨子に金網を張つたりガラス張りにしていたが、二〇〇三年に本堂を建て替えた時、厨子から表に出して直接拝めるようにしたそうである。檀家を中心とする婦人達が、綿帽子をかぶせたり綿入れを着せたりと季節季節の衣装をしつらえている。毎月6日が縁日とされ、五、六人の婦人達が集まつて菓子、果物等のお供えをあげ、住職・副住職がお経をあげている。七月五、六日は特に盛大で、かつてこの辺りに住んでいた出郷者が遠方からやつて来る。この時は、特別に鶴の子餅を供えるという。

「婆ははさんの乳をなでると、乳の出ない婦人も出るようになる」といい、第二次世界大戦前までは、乳の形をした晒の袋に洗米を入れて供える人もいた。住職夫人が嫁いで来た昭和四八年（一九七三）頃は、いつも一五、六人の女性が集まつていたという。一時参加者が減り、男性が二、三人参加していた時期もあつたがその人達もなくなり、今は四〇〜六〇代の婦人五、六人が中心メンバーである。お参りのた

びに祈願内容を紙に書き記して像の前に置かれた箱に入れておられるようで、十数枚の用紙が重なっていた。「おばあ様、元気で働けるように見守って下さい」、「今年もよろしくお願いします」といった類のものが多く、本来のご利益である安産や乳が出るようにといった内容のものではない。百一歳まで元気に生きた小町にあやかりたいというものが多い。そうして、こわい顔をしているだけに、余計ご利益があると見なされているようである。

一方、横手市金沢本町の旧専光寺は、永享年間（一四二九〜四二）に天台宗の庵として開創されたが、元和元年（一六一五）の幕府の宗教統制を契機に金蓮社宝誉上人蓮花寿円（万治二年寂）によって浄土宗に改宗された。享保年中（一七一六〜三六）に火災に会い、明治二八年（一八九五）には仙北郡六郷を中心とする大地震の被害を蒙り、何度か再建されている。同寺の寺宝は小野小町自作の木像で、半跏趺坐の姿態から地元の人達に「小町ババさん」と呼ばれて親しまれてきた。しかし、檀家数が少ないことから二〇〇三年に廃寺となり、小町像は現在秋田市旭北寺町・釈迦堂光明寺（浄土宗）に保管されている。なお、廃寺跡には「姥尊安置所 大正九年徳誉代」なる石塔が墓域に残されており、小野小町と姥神・蓴衣婆信仰が分ち難く結びついていることが知られる。なお、明治三九年（一九〇六）に安藤和風他によって編纂された『秋田縣案内』には次のように記されている。<sup>註20</sup>

○専光寺 荒町に在り珠玉山と稱す浄土宗にして三途川姫の像を蔵す（俗にばばさん）乳汁少き人祈

願すれば効ありといふ開山は蓮開上人にして夢に女性來り我は雄勝郡小野寺別當林の山洞に自刻の自像と大日如來の像殘せり汝之を祭らば所願叶ひ二世安樂たるべし到れば果して之あり依て之を寺内に安置せりと云ふ

以上から a 俗に「ばばさん」と称される乳授けにご利益がある奪衣婆が存在し、しかも大日如來が伴なっていること、b これは老婆（小町）自作の像にほかならず、c これを祀らば二世安樂間違いなしと夢告があつて蓮開上人がそれに従がつたこと、この三点が確認できる。なお、小町像、奪衣婆像を祀るきっかけは老婆（小町）の靈夢（夢告）によるものであることは、先の誓願寺のケースと同様である。そのことを銘記しておきたい。

ちなみに、柳田もこの『秋田縣案内』に依りながら、奪衣婆と姥神、小町との関係について簡単にではあるが触れている。<sup>註21</sup> また菅江真澄も『月の出羽路（仙北十七）』（文政一二年）の中で専光寺の小町像について詳述している。そうして真澄は、「もともと近き世まで、小町の寿像とはもともえしらで、奪衣婆木像とて人まありぬれば十王堂なども営み建立たりしが其堂は退転て、今は小野小町九十九歳の像といへり」と記しており、<sup>註22</sup> 十王信仰・奪衣婆信仰と小野小町信仰が習合している実状を報告している。

なお旧専光寺には『出羽国仙北郡金沢駅珠宝山専光寺護法善神老嫗尊縁起』なるものがあつたようで、錦は明治期以降作成されたものと見ている。そうして錦によれば「この縁起の独自の部分は、湯沢市の

奥川原毛道場にあった奪衣婆の木像が、あるとき専光寺に運ばれ、小町九十歳の時彫った自像として祀られるようになったこと、それが靈夢によってであること、昔から乳を授ける靈仏として信仰されていること」この三点だとい<sup>註30</sup>う。錦の論では大日如来像に言及されていないが、安藤の『秋田縣案内』専光寺の項に記されていたこの像は、次章「由利本荘市・正乗寺」の縁起を見る上でポイントとなる。この点に留意しておきたい。

ともあれ気になるのは、小町自刻の像である。一体どのようなものなのであろうか。秋田県在住の仏師・斉藤雅幸氏のホームページデータによりながら見てみることに<sup>註31</sup>したい。

○小町像 桧材 座像 身丈一尺 総高さ一尺一寸  
幅八寸七分

厨子 桧材 総高さ一尺七寸五分 扉高さ一尺四寸  
外部黒漆塗り 内部総金箔重押し貼り

岩座<sup>マ</sup> 総彩色 厚さ基台一寸五分 高い部分約三寸

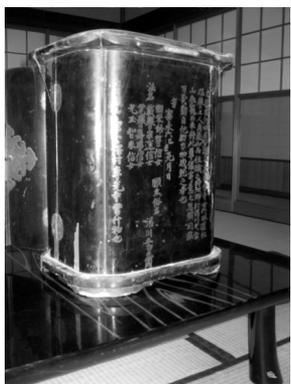


写真3：厨子背面の銘



写真2：旧専光寺の小町自刻の像

法量は以上の通りであるが、その厨子背面には次のような銘がある。

夫葬頭河姥厨子建立由來當寺世代勝蓮社縁上人貞嚴和尚住職之時六郷村湯川氏當山參籠而奉拜  
此尊像寄意之思頻回茲万民勸自他助力加成就者也

旨

宝永六巳丑年月日

法名 願榮妙誓信女

載誉宗運信士 願主ノ俗名ハ

覚誉寿慶信女湯川吾郎右衛門

光玉智春信女

これらの記述から、六郷村の湯川吾郎右衛門が専光寺に参籠して小町像を拝み、靈威を感じて厨子を寄進したのは宝永六年（一七〇九）のことであり、当然のことながらその以前からこの像が存在していたのである。一方大日如来像は小町像の胎内仏にほかならず、小さな木箱には、「小野小町尊御腹守」と墨書されている。その大日如来像も齊藤仏師によれば桧造りのもので、総高さ二寸九分、幅一寸八分、厚さ八分といった小像である。専光寺を取り壊すという段になった時、湯沢市のある人が小町像を譲つ

て欲しいと申し出たが、専光寺側はそれを断わって、親戚筋の釈迦堂光明寺に預けることにし、現在に至っている。錦の著書名のように、まさに「浮遊する小野小町」であり、その漂泊性は今でも変わることはない。

秋田市の誓願寺、横手市の旧専光寺の像ともに奪衣婆信仰（さらには姥神信仰）がベースにあり、それが小野小町像と見なされるに至ったのであり、その点は共通していた。さらには、霊夢（夢告）がそれぞれの縁起の主要なモチーフとなっており、ご利益も安産と乳授けと、信仰レベルでの類似点を多々見出すことができる。

### 三、由利本荘市・正乗寺の優婆明王

本節では、秋田県南由利本荘市の正乗寺（曹洞宗）に祀られている奪衣婆（姥神）に焦点を当てることにしたい。

正乗寺は貞観八年（八六六）の開基とされ、本堂前廊下天井板に描かれた昇龍図「鳴き龍」によってよく知られている。さらには子授け・安産祈願のご利益のある「藤崎の優婆様」を祀る寺院として親しまれ、多くの参詣者を仰いできた。昭和十三年（一九七八）刊の『秋田のお寺』には、「大正十年建造の楼門（山門）から境内に入ると諸堂のなかに十王堂が建つ。藤崎の優婆様として知られ、享保年間



写真4：正乗寺の奪衣館（上）と  
優婆明王（下）

（一七一六〜三六）九世良悟の代、  
唯心沙弥しゃみと飽海郡袖浦の海中から靈  
仏大日如来を優婆明王の腹中に納め  
て堂宇を建立したもので、そのご利  
益にあずかり、今でも参詣者が多い  
と記されている。註(5)さて、その山門前  
に「旧本莊領三十三番觀世音菩薩靈  
場・第十八番札所」と刻まれた石柱  
が建ち、石柱の背面には御詠歌が

「諸人や たえず詣での藤崎に みちびき給え むらさきの雲」と刻まれている。

山門をくぐると右手に鎮守堂、左手に奪衣館うばいぐんがあり、さらに階段を上ると仁王門に行き当たり、本堂へと通ずる。先の『秋田のお寺』の記述と異なり、十王堂ではなく奪衣館に「藤崎の優婆様」が祀られているのである。もちろん閻魔をはじめとする十王と十牀地藏も並置され、かつてはもう一牀地藏尊が祀られていたが、これは平成八年（一九九六）に本堂廊下の一面に移祀された。その経緯について「南無地藏願王菩薩尊像遷座由来」には、次のように記されている。

當山境内の優婆明王堂内に奉安されております地蔵様が二百年の眠りからさめて此の度本堂廊下に遷座されますが、平成七年の歳末御顔の半分が落ちかけてゐるのを不審に思い調べて見ましたところ「為両親菩提乃 矢鳥龍源十一世覚・作 寛政元巳西三月日」とあり、更に中央台座の裏側に「寛政元西九月日 為両親菩提也 奉彫刻地蔵尊 龍源十一世覚・敬刻」とあります。覚秀方丈は龍源寺様の中興の方ですので、龍源寺先住（廿壹世）土屋弘道老師に書翰を送りましたところ早速ご返事戴きました。覚秀方丈様の歿年は文政二年（一八一九）ですので、當山に奉安されたのは三十年程前になり、龍源寺所傳によれば、通称地蔵和尚と申される程地蔵信仰の篤い方であつたとの事、尚、當時「由利の三傑」として赤田の是山方丈（俗称閑居様）、西瀧沢出身の智仙庵主、覚秀方丈の三師が評価されていた由、先師（密禪老師）より聞かされておつたとの事であります。此度護持会の御援助により遷座奉安されることになりました。御存知の如く、地蔵様は六道（地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上）の苦難を救護し給い、信心の善男善女を今世後世大安樂の御誓願の菩薩様で御座います。斯る由緒のある有難い地蔵様を共に御まつりして、永く後世に傳えたいと存ずる次第であります。

平成八年二月吉祥之日

當山守塔

これによつて寛政元年（一七八九）に、両親の菩提を目的に、龍源寺十一世覚秀自らが彫刻し奉安さ



写真5：奪衣館内に吊られたカサボコ

額が掲げられており、嶋田忠一によればその筆者は、正乗寺の本寺である永泉寺二九世詰俊であり、文政一二年（一八二九）二月に没した人物だとい<sup>註26</sup>う。

さて、その奪衣館、優婆明王堂に入ると、祭壇中央に優婆明王こといわゆる奪衣婆が半跏趺坐の恰好で身構え、右隣に閻魔、閻魔の前には獄卒がいて浄玻璃鏡、人頭杖等が置かれている。嶋田によれば、人頭杖の台底部に「文化五年」（一八〇八）、浄玻璃鏡の台底部には「享保十六年」（一七三一）の銘があるとい<sup>註27</sup>う。また、これらの背後には千躰地藏が祀られ、左右に十王が配置されている。不思議なことに、祭壇には奪衣婆と閻魔王像がもう一軀ずつある。かつて盗難にあったことがあり、その折複製を作ったよう<sup>註28</sup>で、本物が再び見つかって戻って来たためか、複製品も処分せずに祭壇に置かれているのである。

奪衣婆信仰の地域的展開

表(2) 正乗寺優婆明王堂(奪衣館) 奉納主要絵馬一覧

番号	絵柄	奉納年	形状	箇文
1	ネズミの図	天保11年 (1840)	板絵	羽蒭秋田仙北雄勝郡水沢村 願主 伊藤喜十郎内 天保十一年七月吉祥日
2	子鳥の図	天保11年 (1840)	板絵	奉納 出羽秋田仙北雄勝郡水沢村 伊藤喜十郎内 天保十一年
3	亀二匹の図	天保11年 (1840)	板絵	奉掛 皆令満足 伊藤安吉 願主敬白 天保十一年旧七月吉祥日
4	子供の水遊びの図	元治元年 (1864)	板絵	荘内酒田 青家□□ 元治元年申子八月吉日
5	同上	年代不詳	板絵	新田屋敬吉
6	子供3人像	同上	額絵	山形県 菅原豊吉
7	馬	明治15年 (1882)	板絵	羽後国由利郡杉森村之門沼 南部長作 明治拾五年□月吉祥日
8	同上	年代不詳	板絵	
10	翁と男女児	明治15年 (1882)	板絵	由利郡□□村 金イヨノ
11	御馳走を囲む翁嬭と婦人2人 および子供	明治25年 (1892)	板絵	奉納 雄勝郡 施主 小野村桑 太田正蔵敬白
12	依に乗る大黒像	明治30年 (1897)	板絵	奉納 山形県羽前国東田川郡廣瀬村 大字富澤 渡部七之助 大字星田 滝澤藤七 全 板垣羽右衛門 明治三十年二月吉日
13	拝み絵馬	明治33年 (1900)	板絵	奉納 山形県東田川郡横山村大字横□ 須藤清 須藤清太郎 大川新吉 明治卅三年吉日 梅新筆
14	同上	年代不詳	板絵	
15	武者の前にひざまづく稚児	同上	額絵	奉納 庄内遊佐郷福外村 高橋小助 昇林筆
16	子を抱く母親像	同上	板絵	由利郡 伊藤善治妻
17	同上	同上	板絵	奉納
18	天女像	同上	板絵	奉納御宝前 願成就 本庄中町 小野氏
19	同上	同上	板絵	由利郡王米目代邑 小松アサノ
20	布製女性レリーフ像	年代不詳	絵馬	由利郡岩谷村三川 鈴木ちよ
21	女性像	同上	額絵	
22	文字のみ	大正10年 (1921)	板絵	奉納 由利郡子吉村藤崎 工藤覚右衛門 當年八拾八歳 天保五年午年十二月生 専祈 家内安全 身体健固 大正拾辛酉年七月 寄附 横浜市 岡村重勝 田岡村シゲコ 昭和14年9月6日 重勝誕生百日目
23	子供の記念写真	昭和16年 (1941)	額絵	
24	同上	年代不詳	同上	
25	同上	同上	同上	

なお、堂内には平成八年(一九九六)に奉納された二対の提灯のほか、カサボコ・スゲノオの類(写真参照)多数が吊されており、内壁には絵馬や写真額がぎっしりと掲げられている。それを整理したのが表(2)である。

ここに示した奉納絵馬・写真絵額二五点のほか、天保年間銘の髪の毛を括りつけたもの、明治天皇お

よび大正天皇とその子供二人の絵額、海外の風景画が各一点ずつあったが、これらは割愛した。いずれにしても、デジタルカメラで撮影したものを整理したもので、絵馬が重なっていたり見えない部分も少なからずあって、不十分なものになってしまったがその概要は把握できる。

表(2) によつて明らかかなように、優婆明王堂特有の絵馬があつて、それが通時代的に奉納され続けたというようなものはない。しかしながら、時代時代によつて類似のものが数点ずつ奉納される、という傾向が見て取れる。天保年間奉納の三点は、いずれも小動物や小鳥を題材とする板絵であり、また、子供が水遊びする絵柄が元治年間奉納のものはじめ三点ほどみられる。明治一〇年代には馬を画いたオーソドックスな板絵二点、そして翁と媪と子供を画いたものと続く。さらには拝み絵馬、子を抱く母親像、天女像と類似した絵柄のものが二、三点ずつ奉納されている。昭和に入ると子供の成長過程を撮影した写真額が、百ヶ日や初誕生のお祝いに際して奉納されるようになる。奉納者銘から、地元由利郡を中心に雄勝郡等秋田県南部と飽海郡等山形県北西部が信仰圏であることが見て取れる。奉納目的は、子授け・安産・子育て、および家内安全・身体堅固といったものであるが、明示されているものはそれほど多くはない。

秋田県南部地方のみならず、遊佐郡や酒田市といった山形県北西部にまで信仰圏が及んでいることが一つの特徴といえるが、それはどうも正乗寺の縁起とかかわるように思われる。そこで次に寺に伝わる縁起を見ることにしたい。

正乗寺には、文化一三年（一八一六）の奥付を持つ『羽州由利郡本庄藤崎邑金峰山正乗禪寺十王明尊優婆明王伝記』（以下『伝記』と略記）、および『明治五年堂宇葺替勸化帳』（以下『略縁起』と略記）、さらに昭和一二年（一九三七）の『大慈大悲優婆明王の御縁起』（以下『略伝』と略記）この三点の縁起類がある。それぞれの内容と相互の関連性については既に嶋田が分析を加えており、嶋田説を繰り返すことになるが、新たな発見もあり、筆者なりに分析を加えることにしたい。先ず三つの縁起を紹介しつつ、若干のコメントを加えることにしたい。

(A) 『羽州由利郡本庄藤崎邑金峰山正乗禪寺十王明尊優婆明王伝記』（『伝記』）

抑当山の由来をおよそ伝へをかたる寺開発の年曆千歳におよべるとかや誠に森々たる杉林の中に仏法応化の靈地にして則金峰山蔵王権現の流れを吸んで山を金峰山とごうす本尊は薬師如来弘法大師の御作にして時々光明の光り感応多きに依て紫の雲常にたなびき諸人奇瑞の思ひをなし依て山内の鎮守堂に安置奉る也此の御堂に安座ましますは都六角堂の守護大慈大悲觀世音菩薩靈けんあらたなり又此御仏を頼礼拝供養し子なき人は繁昌をそ祈りければ則福德智恵の男をうまんとひ女をもとめんとほつせば瑞正有相の女をうまんむかし徳本をうへて衆人に愛敬せらるるもし衆生ありて此菩薩を恭敬礼拝せば是故に名号を受持すべし今本尊を釈迦如来并大聖文殊菩薩大行普賢菩薩の三尊を安置し供養奉る者也去老人の伝へを聞くに則此の十王尊并優婆明王共祖作は未夕さだかならず唯靈現あらたなる事

かぞおるにいとまなく皆世間の人の知る所なり抑々此の尊像の由来を説くはひとむかし唯心坊と云禅門あり当山のつり鐘為建立の諸国を廻り此の羽州袖の浦と云へる所に歩行し兼て十王尊を建立せんと志願有りと云共世を貧く暮せし僧に依て月日を重むなしうせし処おりから此の十王尊此の浜に立並有りし故に人をまねひて是を尋語りて云有る日海中より上りけると云く唯心志願の因縁也来りと経羅尼を真読奉り礼拝をし諸人に申てもうさく此の仏像我れにたまわれかしと云く諸人和順をとけてまいらせんと云諸人氣毒の思ひをなし則唯心にたまわり難有礼拝しせなにおひ亀田御領に先安座して伸供養を日増靈光靈現に依て急ぎ当山におひはこび安置し礼拝供敬し今文化十三子年にいたつて八十年余におよべるとかや増して近年靈現奇瑞多きに依て近国近辺の男女老若つへをはこび一度拝し百度を祈り又は一夜を明しもうでの人たへると云事なし有る夜近辺の暦々方志願に依て一夜を明しけるおりから歳八十余におよひけると見へたる老女一人来りいづれ方も気毒の心さしなる哉吾れ靈現功德の歌をおしえまいらせんとすなわちいしうをさつけたまい此歌をとのおる時は靈現あらたにして大願成就せしむるものなり依て所々に弘め謹てとのうべしと云々真心のともから礼拝供養すべし右結縁のため御戸を開き拝せしむる者也

諸人や たへずもうでの 藤崎に

道引たまへ 紫の雲

土州高知之産

哲継宗謹書

文化十三年六月吉日

これによって、子授けに靈驗あらたかなのは鎮守堂に安置されている観音菩薩にほかならないことが知られる（傍線 a）。また、十王尊と優婆明王は並祀されており、その靈驗はあまねく知られていると書かれているものの（傍線 b）、十王尊についてのみ説明がなされている。すなわち、①唯心坊は釣鐘と十王尊の建立を志して行脚を重ね、袖の浦の海中から引き上げられた十王尊を譲り受け、後者の念願を果たしたこと、②それは文化一三年より八〇余年以前のこと、③近年老若男女がお籠りによって大願成就を祈ると効驗ありと信じられていること、以上である。ただし、最後になって、優婆明王らしき齡八十余の老女が現われ（傍線 c）、お籠り中の人々に靈驗功德の歌を一首授けている。その歌が、先に紹介した、旧本莊領三十三番観世音霊場・第十八番札所の御詠歌にほかならない。ちなみに、文化一三年より八〇年余り前というのと、浄玻璃鏡の銘、享保一六年（一七三一）頃に合致するが、覚秀の地藏奉納は寛政元年（一七八九）であり、地藏と十王・優婆明王との関連は縁起からは窺い知ることができない。

(B) 『明治五年堂宇葺替勸化帳』（『略縁起』）

夫羽後国由利郡本莊子吉郷藤崎村「正乗寺ニ安置シ奉る」靈姥尊像ハ往昔より靈驗あらた「なるに依て諸人歩みをはこぶ所」然るに当寺九世良悟和尚代寛政「年中弟子唯心と云ひし僧」鐘樓堂なき事を歎き建立の爲「諸国へ廻り勸財を寄るの砌有所にて」大仏師春日雲慶の作金剛界大日の「尊像海中より出現を貫請守護致シ」釣鐘志願の本意遂るの後当山「本堂<sup>江</sup>安置奉るの処有る夜を」□□曆之為志願一夜を明し「誠心を込メ祈念の折柄何方より共」なく八十有余の老女現れ丹誠無「二の心をほめ和歌一首を教へ我ハ是」唯心持參の像と一体分身なり別所ニ置くハよろしからず住僧に告ケ「早く我腹中<sup>江</sup>納むへし然る時ハ」汝か願望速ニ成就の上諸人の諸「願も猶更利益あらん必ず」うたかふ事なかれ一見大日尊「即滅無量罪現世大安樂後生華」蔵界と唱へかき消す如く失玉ふ是ニ「依テ願主も信心肝に銘し翌朝」靈告の促住僧江語る和尚も随喜の「感涙にむせひ其文八十日経の説我も」亦此夜同様の夢を見しハ全く「靈夢ニてありしかと急<sup>ホ</sup>仏師を」頼み腹内<sup>江</sup>納奉り本迹同和の後「流行疫病災難除等ハ勿論五穀」成就の祈り別て子無き人ハ男女の「子を求め安産を祈るに月の水に」影を移すか如く其しるし明らかなる事ハ諸人の知ル処其外信心の「深き浅きによりてハ所々ニ御身を」あらわし玉ふとなむ然るに「斯る靈像安置の堂舎も年月を」経当時十七世実源和尚代文政「年中莊内産一丈長老願主ニて」建立の処大破ニ及ひ寺旦のちから「のみニてハ寺内の堂塔大坊殿」微力ニ行届兼他力を頼みに繕ひ「參らせ度幸ひ此度助力長老も」羽前より参り合セ相廻し候間各「様方信心の志」を起し物の多「少ニ拘わらず御寄進あらは永代勸化帳<sup>江</sup>記し朝夕勤行の節」各々先祖代々亡念の追福別して

現世諸難消滅家門繁昌後生」成仏の祈願無怠慢可仕間一同」御助成の雲集希ふ者也

明治五<sub>十</sub>申年九月

金峰山正乗禪寺

本願主

十九世当住

大恕和南敬白

羽前国村山郡山形県

寒河江村高林寺弟子

助力発起

徳忍長老

葛法村

同寺

阿部金右衛門

且頭

薬師堂村

富樫誠一郎藤崎村

世話人 工藤円兵衛

田口藤兵衛<sup>㉓</sup>今野助左衛門<sup>㉔</sup>

この『略縁起』になると、専ら姥尊像のことが記され、地藏はもちろんのこと、十王も全く登場しない。そうして、唯心坊の事は正乗寺九世良悟和尚の寛政期のこととされ、海中出現の像を譲り受け持ち帰った仏は、『伝記』と異なり何故か大日如来となっている。その後、『伝記』最後の部分と重なるように八十余歳の老婆が現われ、大日如来と一体分身の間柄ゆえ胎内に納めよと住僧に告げた(傍線 a)。この霊夢に沿って、仏師に依頼して大日如来を胎内に納めて以降、姥尊は流行疫病災難除け、五穀豊穡のほか、特に子授け、安産祈願に靈験が認められたという(傍線 b)。なお、ここで注目されるのは、姥尊と胎内仏大日如来とのかかわりである。この種の縁起は先に紹介した横手市旧専光寺の小町像(姥尊像)にも伴っており、すこぶる類型的であるが、『略縁起』のまとめられたのが明治五年であるのに対して、旧専光寺のそれが宝永六年(一七〇九)の厨子制作年代よりはるか以前に造像されている点に留意しておきたい。

(C) 『大慈大悲優婆明王の御縁起』(『略伝』)

藤崎の優婆さまで知られている正乗寺の優婆明王は人皇百十四代、中御門天皇のころ、即ち享保年

間に勧進したものと伝えられています。正乗寺の第九世大秋良悟大和尚の宝暦年間に越後の人で月山唯心沙弥という雲水が当寺に梵鐘のないのを歎き、これが建立を発願し諸国行脚、信施を募る。このとき山形県の飽海郡袖が浦村字宮浦を通る際たまたま海中に光明を発見、土地の漁師を招き網を曳いたところ、その網に靈仏一体が掬い上げられた。これが金剛界大日如來の尊像でした。これこそ人皇第八十三代土御門天皇の御代鎌倉仏師の祖と仰がれた大仏師、備中法印春日運慶の作と伝えられる金剛界大日如來、唯心はこの尊堂の授かりに随喜、旅を修めて師院に帰り經陀羅尼を真読礼拝供養、朝暮の区別なく勤行に努めました。或る夜四壁一電の光明、恰も真昼の様でした。唯心はこの不思議な現象に襟を正し瑞座しました。すると、こつ然八十有余歳の老姥現われて唯心の信仰を讚え「汝の恒に護るところの大日尊像こそわれと同体の分身なり故に別処に置くべからず、早速わか腹中に納むべし、しかる時は汝の願望速かに成就し諸人の願望なお更利益あらん、一見大日尊即滅無量罪現世大安樂後生華藏界」と唱え煙りのように消えました。翌朝唯心はこのことを師の良悟和尚に話すると良悟和尚も同じ夢を見たと申します。師弟相談の上、赤田村の仏師を頼みこの大日尊像を優婆明王の腹中に安置しました。靈験まさにあたらか子授けを願うものに子を授け、妊娠女には安産を、母乳不足の者に対しては乳を与えてくれました。正乗の優婆さまはこうして世人信仰のまとなったのです。

ここでは、唯心坊のことが『伝記』あるいは『略縁起』の寛政期（一七八九〜一八〇一）と異なり、

宝暦年間（一七五一〜六四）であるとし、優婆明王の勧請は享保年間（一七一六〜三六）とされているが、老婆の夢告に沿って、大日如来を胎内に納めた所、子授け、安産祈願に靈験を示した、という点は『略縁起』と同様である。ただし、靈験が子授け、安産祈願に特化されていること、縁起の内容は簡潔明瞭になっている点に特徴を見出すことができる。これら三者に分析を加えた嶋田は、「以上を勘案するに、必ずしも首尾一貫した筋を辿れるわけではないが、『伝記』を底本として、それ以後の口伝を緋い充てて成立してきたものと理解される」との見解を下している。<sup>註20</sup>嶋田の指摘する通りと思われるが、「口伝を緋い充て云々」の部分と関連して、ここでは、旧専光寺の小町像の胎内仏（大日如来）に象徴されるように、小町伝説が正乗寺の縁起の成立に少なからぬ影響を与えた点を強調しておきたい。正乗寺の縁起類に齡八十余の老婆の夢告が一つのモチーフとなっていることは再三触れた。なお、小町の歌に「夢」を詠んだものが多いことと関連して、「小町伝説は夢とつよく結びついている」という錦の説<sup>註21</sup>も筆者の見解の一つの証左となろう。また、秋田県雄勝地方の小町伝説に分析を加えた大島は、「旧小野村の小町伝説は、平安時代の小町の伝記として、そのまま認められるわけではない。その伝説の大部分は、覚厳院などの修験によって説きたてられ、江戸時代の文人によってもはやされ、ようやく世間にひろまったものであろう。そのため、<sup>註22</sup> 姫が窟や姨石など、姥神の信仰にもとづくものを、小町の事蹟と結びつけたと考えられる」と述べている。<sup>註23</sup>大島は、雄勝地方の姥神信仰が、近世の天台系修験・覚厳院によって小町伝説へと作り変えられ、文人を經由して広く流布したと考えているのである。

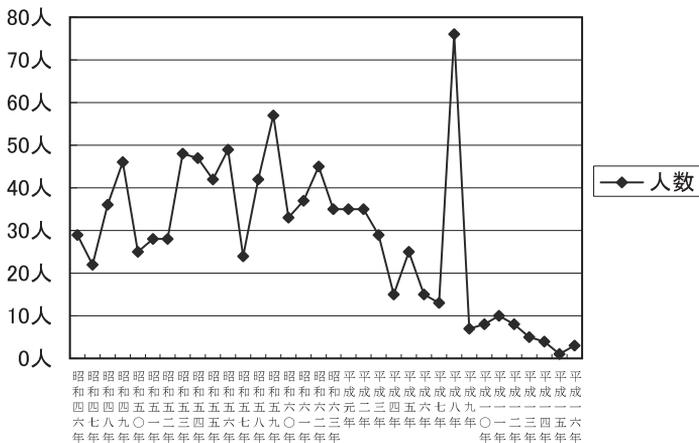
表(3) 正乗寺優婆明王堂(蓍衣館)参拝状況

	祈願内容・地域・年齢	昭和49年 (1974)	昭和59年 (1984)	平成6年 (1994)	平成11年 (1999)	平成16年 (2004)
祈願内容	子授け	0件	4件	3件	2件	1件
	安産	6件	2件	0件	0件	0件
	子授け・安産御礼	0件	0件	0件	0件	0件
	身体健固・病氣平癒	27件	3件	1件	0件	0件
	家内安全	4件	29件	0件	0件	0件
	合格祈願	0件	0件	2件	0件	0件
	合格御礼	0件	0件	1件	0件	0件
	不明	2件	8件	3件	3件	1件
	合計	39件	46件	10件	5件	2件
	地域	旧本荘市および由利郡	4人	19人	6人	0人
秋田県内		5人	13人	5人	0人	0人
酒田市		15人	16人	4人	6人	2人
山形県内		15人	2人	0人	4人	1人
その他		1人 (鎌倉)	3人大宮(1) 京都(2)	0人	0人	0人
不明		6人	4人	0人	0人	0人
合計		46人	57人	15人	10人	3人
性別年齢	10才未満	女4人 男2人	女1人 男2人	女2人 男0人	女0人 男0人	女0人 男0人
	10代	0人 1人	0人 0人	3人 0人	0人 0人	0人 0人
	20代	9人 3人	4人 6人	2人 0人	0人 0人	0人 0人
	30代	2人 1人	4人 3人	0人 3人	0人 0人	0人 0人
	40代	1人 0人	0人 0人	1人 0人	0人 0人	0人 0人
	50代	5人 1人	0人 0人	0人 1人	0人 0人	0人 0人
	60代	7人 2人	0人 4人	0人 0人	0人 0人	0人 0人
	70才以上	2人 1人	4人 2人	1人 0人	0人 0人	0人 0人
	不明	3人 2人	6人 20人	1人 1人	5人 5人	2人 1人
	合計	46人	男女不明 1人 57人	15人	10人	3人

最後に、優婆明王堂の祭壇の前に置かれている、二冊の『優婆明王 参詣者名簿』に言及することにした。これは参詣に際して、住所・氏名・年齢、祈願内容を記すものである。古い方の一冊は、昭和四十六年(一九七二)から平成一十六年(二〇〇四)までのもので、新しい方の一冊はそれ以降の参詣者用のもの。のだが、残念ながら参詣年月が記されていない。そこで年号の記されたものとして、は最も新しい、平成一十六年を基点に一〇年毎に遡って、平成六年(一九九四)、昭和

最後に、優婆明王堂の祭壇の前に置かれている、二冊の『優婆明王 参詣者名簿』に言及することにした。これは参詣に際して、住所・氏名・年齢、祈願内容を記すものである。古い方の一冊は、昭和四十六年(一九七二)から平成一十六年(二〇〇四)までのもので、新しい方の一冊はそれ以降の参詣者用のもの。のだが、残念ながら参詣年月が記されていない。そこで年号の記されたものとして、は最も新しい、平成一十六年を基点に一〇年毎に遡って、平成六年(一九九四)、昭和

図 正乗寺優婆明王堂(奪衣館)参拝者数の推移



五九年（一九八四）、昭和四九年（一九七四）のものをピックアップし、祈願内容、参詣者の居住地域、男女別年齢別に整理したのが表（3）である。この間の参詣者の推移は図に示した通りであるが、平成一六年が三人と少ないため、五年前の平成一一年（一九九九）のデータも見ることにした。

家族や親子連れの場合、祈願内容が同一の場合もあり、参詣者数については一人一人データを整理したが、祈願内容については一括してカウントしたため、両者の間には数字的に齟齬がある。その点をご了承いただきたい。

まず参詣者数を見ると、二〇代、三〇代の男女と五〇代以上、特に六〇代、七〇代の年齢層が男女とも多いことがわかる。昭和五九年の場合、山形県の酒田市から男性を中心と

する団体が「家内安全」を祈願目的として訪れたために特異な数字を示しているものの、その年を除けば男女の参詣者数は拮抗している。住職によれば、明治から大正期が最盛期で、露店も出て賑わったという。昭和の後期から平成の初期にかけてはそれなりの参詣者が見られるものの、その後の目減りが著しい。平成八年には檀家の婦人層を中心に、提灯を二対とカサボコを奉納し、この時は多くの参詣を見たが、減少傾向に歯止めはかからなかった。しかし、少ないながらも子授け・子育て祈願に訪れる熱心な信者がいることは確かである。

ところで祈願内容は、子授けと安産祈願というまでもないものの、身体堅固・病氣平癒や家内安全の類が多い。ちなみに身体堅固の祈願に関しては、高齢者層に多いことはもちろんであるが、子を授かった両親と子供、あるいは父子・母子がお礼参りに訪れ、それとともに子供の成長を祈願するというものも少くない。一〇代未満の男女の参詣者の多くは、それに相当する。

一方参詣者の居住地を見ると、地元の旧本荘市域や由利郡象潟町、西目町などのほか、秋田県内では秋田市、大曲市、横手市や、平鹿郡平鹿町、十文字町、雄勝郡雄勝町等々である。正乗寺の立地および縁起との関係で山形方面からの参詣者も多く、酒田市のほか飽海郡遊佐町、平田町、最上郡真室川あたりから来る人が多い。その他遠方では大宮市、鎌倉市、京都市からといった例も少いながら見られる。おそらくこの辺の出郷者達が訪れて来るのだろう。近世から近代にかけて奉納された絵馬類によって知られる範囲よりも、秋田県の北部と東南部へ、山形県北西部から北東部の最上郡方面へ、と信仰圏にや

や広がりを見せたことがわかる。

今日では八月一四日を縁日として、近隣の檀家の婦人達が集まってお祀りしているとのことである。

### 結びにかえて

柳田および鎌田は、日本の奪衣婆信仰は姥神信仰をベースとして多様な展開を遂げたと見ていた。それに対して近年川村は、「洗う女」としての中世的産婆を媒介として、中国風から和風の奪衣婆となり、さらに姥神信仰が複合して今日に至った、との見解を示した。しかしながら、川村の想定した中世的産婆の存在を確認することが難しいことから、小稿では先学による経典、絵画資料、彫像、文献史料に関する研究を踏まえながら、奪衣婆信仰の歴史的展開を整理し、その上で秋田県下をフィールドとして奪衣婆信仰の実態に分析を加えた。

経典の上では『預修十王生七経』に基づいて平安末期に偽経としての『発心因縁十王経』が成立し、二七日の初江王の場面に三途河姫（奪衣婆）が登場するに至った。いずれにしても鎌倉期以降、この『発心因縁十王経』に基づいてさまざまな絵画が描かれ、彫像もつくられ、また文献にもしばしば記載されながら庶民層に浸透していった。絵画資料の中には、初七日の秦広王とのかかわりで奪衣婆が描かれているものもあり、それが何を典拠としているかは不明である。あるいは石破が説くように、もう一

つ別の経典が存在していたのかもしれないが、中野は「わが国では両者は（初七日秦広王、二七日初江王のこと註）冥界に入る前の情景であると理解されていたために、第一秦広王の場面に置かれたと考えられる」としている。註しかし中世の文献を見る限り、初江王との関連が強く、何故絵画に限ってこうなったのか説明が必要である。いずれにしてもこれらの確認は今後の課題である。

なお、奪衣婆は十王や地藏とセットで造像されたり描かれているが、今日広く流布している半跏趺坐の姿態に定着するのは、室町中期を転機としてそれ以降のことである。それまでは立像のもの、正坐像のものも存在した。半跏趺坐はかつての女性の一般的な坐り方だったとされているが、高達奈緒美は、女人救済を説く血盆経とともに広まった如意輪観音信仰の影響を想定している。註この高達説の検証も今後の課題である。

いずれにしても小稿では、以上の研究史を踏まえて秋田県下をフィールドとし、姥神さらには小野小町信仰と習合した奪衣婆信仰の実態把握に努めた。秋田県の寺院や小堂には「小町百一歳の像」、「小町九十歳の像」なるものがあつて、子授け・安産・乳授け等の信仰対象となっていた。いずれも半跏趺坐像で恐ろしいな形相をしており、「小町婆おばさん」などと呼ばれる奪衣婆にほかならない。秋田市・誓願寺、横手市・旧専光寺の像ともに奪衣婆（姥神）信仰が元であり、それが小町と見なされるに至った、という共通点が認められた。秋田県下には地獄極楽図が各地の寺院に伝えられ、絵解きも盛んに行なわれていたようで、十王信仰、奪衣婆信仰が盛んな宗教的背景があつた。一方、小野小町が雄勝郡の旧小

野村出身で、年老いて京都から故郷へ戻ったという伝承を足がかりとして、豊かな小町伝承が育まれていたが、この両者がドッキングしたのである。

誓願寺、旧専光寺とも霊夢が社縁起の重要なモチーフとなっており、それは小町信仰の特徴が如実に表われているものだった。なお、旧専光寺の小町像・姥像には、胎内仏としての大日如来像が伴っており、それとの関連で由利本莊市・正乗寺の縁起の作成過程を見ると、きわめて興味深いものだった。正乗寺には、文化一三年の『伝記』、明治五年の『略縁起』、そして昭和二年作成の『略伝』と三種存在するが、それらを比較することにより、元々の十王信仰が、姥神信仰をベースとした奪衣婆信仰となり、さらに小町信仰を取り込むことにより、今日の信仰が形成されてきたプロセスを確認することができた。ちなみに近畿地方にも小町老残の像が少なからずあり、中には奪衣婆と見なされているものもある。これらについては、宮原彩・田中久夫らの論稿があることを付記しておく。<sup>註30</sup>

## 註

- (1) 「仏説地藏菩薩発心因縁十王経」『国訳一切経 大集部五』大東出版社 一九三六年 三〇一頁。
- (2) 鎌田久子「ウバの力」『成城文藝』四二号 成城大学文学部 一九六六年 八頁。
- (3) 柳田國男「日本の伝説」(『定本柳田國男集』二六卷 筑摩書房 一九七〇年) 一三七〜一四五頁。
- (4) 川村邦光「奪衣婆の出現」『地獄めぐり』ちくま新書 二〇〇〇年 一七四頁。
- (5) 中野照男編『日本の美術』三一三号、「閻魔・十王像」特集 至文堂 一九九二年 一七〜一八頁。

- (6) 川口久雄「立山曼陀羅と姥神信仰」『金沢大学日本海域研究所報告』五号 金沢大学日本海域研究所 一九七三年 一七四～一七八頁。
- (7) 川口久雄「立山曼陀羅と姥神信仰」前掲論文。
- (8) 丸井澄「奪衣婆の形態について」『歴史考古学』一号 歴史考古学研究会 一九七八年 三五頁。
- (9) 丸井澄「奪衣婆の形態について」前掲論文 三六～三八頁。
- (10) 熊本県教育委員会編刊『熊本県文化財調査報告書第一二五集・熊本県未指定文化遺産調査Ⅰ』一九九二年 一六三～一六四頁。
- (11) 川村邦光「奪衣婆の出現」前掲論文 一五〇～一五五頁。
- (12) 石破洋「わが国における十王経と奪衣婆の所伝を中心に」『仏教文学』一号 仏教文学研究会 一九七五年 三五～三八頁。
- (13) 石破洋「わが国における十王経と奪衣婆の所伝を中心に」前掲論文 三四～三五頁。
- (14) 久下正史「奪衣婆を持つ聖」『漂泊の芸能者』岩田書院 二〇〇六年 九九～一〇九頁。
- (15) 菅江真澄『菅江真澄遊覧記』Ⅰ(内田武志・宮本常一翻訳) 平凡社東洋文庫 一九六五年 一一七～一五三頁。
- (16) 近藤源八『羽陰温故誌』(『新秋田叢書』六 歴史図書社 一九七六年) 二五一～二六八頁。
- (17) 大島建彦「小野のふるさと」秋田県雄勝郡の小町伝説一、二『西郊民俗』七三、七四号 西郊民俗談話会 一九七五年 六～九頁、一九七六年 一三～一五頁。錦仁『浮遊する小野小町』笠間書房 二〇〇一年 一～四九三頁。
- (18) 秋田魁新報社編刊『秋田のお寺』一九七六年 一三一頁。
- (19) 近藤源八『羽陰温故誌』前掲書 一四九頁。

- (20) 安藤和風他編『秋田縣案内』佐々木次郎刊 一九〇六年 三一二頁。
- (21) 柳田國男『日本の伝説』前掲論文 一四四頁。
- (22) 内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集・第八卷』未來社 一九七九年 三〇～三一頁。
- (23) 錦仁『浮遊する小野小町』前掲書 一五四頁。
- (24) [http:// www.bussshi.com/4-2.htm](http://www.bussshi.com/4-2.htm)
- (25) 秋田魁新報社編刊『秋田のお寺』前掲書 一三二頁。
- (26) 嶋田忠一「正乗寺の優婆婆様」『伝承文化』四号 民俗調査の会 一九九一年 二五頁。
- (27) 嶋田忠一「正乗寺の優婆婆様」前掲論文 二五頁。
- (28) 嶋田忠一「正乗寺の優婆婆様(承前)」『伝承文化』五号 民俗調査の会 一九九一年 二七～二九頁。
- (29) 嶋田忠一「正乗寺の優婆婆様(承前)」前掲論文 二九頁。
- (30) 錦仁『浮遊する小野小町』前掲書 一七九～一八一頁。
- (31) 大島建彦「小野のふるさと」秋田県雄勝郡の小町伝説二」前掲論文 一五頁。
- (32) 中野照男編『日本の美術』三一三号 前掲書 五八頁。
- (33) 高達奈緒美「蓑衣婆小考」『青森県における仏教唱導空間の基礎的研究』図像・音声・身体』弘前大学・山田巖子編刊 二〇〇六年 五八～五九頁。
- (34) 宮原彩「小町の玉章地蔵」『久里』五号 神戸女子大学民俗学研究会 一九九八年 二六～五三頁。田中久夫「小野篁と地蔵信仰と閻魔王宮」『宗教民俗学の展開と課題』法蔵館 二〇〇二年 二九一～二九四頁。